

平成28・29年度

**(公財)豊田市文化振興財団競争入札参加資格審査申請要領**

平成28・29年度において、(公財)豊田市文化振興財団が発注する委託業務(保守管理等)の契約に係る競争入札に参加を希望される方は、本要領により「(公財)豊田市文化振興財団理事長」を宛名として申請書を提出してください。

**(公財)豊田市文化振興財団**

# 目 次

◆ 提出要領	
1 提出様式、受付期間、有効期間、申請者の要件など	…… 1、2
2 申請内容の変更、提出書類の入手・受付・問合せ先など	…… 3
◆ 提出書類・様式	
* 提出書類一覧及びチェック表	…… 4
* 登録業種一覧表	…… 5
* 様式 「競争入札参加資格審査申請書」	……(様式1)
* 「委任状」	……(様式2)
* 「使用印鑑届」	……(様式3)
* 「競争入札参加資格審査申請書変更届」	……(様式4)
* 「希望する業種」	……(様式5)
* 「実績調書」	……(様式6)
* 「事業所情報・データ票」	……(様式7)
* 「愛知県税の納税義務がないことの申出書」	……(様式8)
* 「豊田市税の納税義務がないことの申出書」	……(様式9)
* 「入札参加資格申請受付証」	…… (別途)

**平成28・29年度  
競争入札参加資格審査申請書提出要領**

**公益財団法人豊田市文化振興財団**

《はじめに》

(公財)豊田市文化振興財団の発注する清掃・警備・保守管理等の委託業務の指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。資格審査を希望される方は、本要領に従い適正な申請をしていただきますようお願いいたします。

1 申請書提出様式

(公財)豊田市文化振興財団指定様式を用い提出してください。

(別紙提出書類一覧表のとおり)

※ 様式は当財団ホームページよりダウンロードできます。

2 定期受付期間

**平成28年8月16日(火)～平成28年9月16日(金)(必着)**

(月曜日を除く)

**受付時間 AM9:00～AM12:00 PM1:00～PM5:00**

3 有効期間

平成28年10月1日から平成30年3月31日までです。ただし、有効期間以降の入札参加資格を決定するまでの間は、その効力を有するものとします。

4 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 契約を締結する能力を有すること  
(「破産者で復権を得ない者」等に該当しないこと)
- ② 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること
- ③ 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと
- ④ 次のいずれかに該当しないこと  
ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団員」という。)がいる法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する法人等

## 5 受付

- ① 郵送及び電子申請による受付は行いません。
- ② 提出の際は、申請書の内容を説明できる人が持参してください。
- ③ 受付期間を過ぎた場合は受理できません。  
(随時受付は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 15 日まで)
- ④ 当財団が必要と認めた事項が生じた場合は、臨時的に受付期間を設け、受け付けることもあります。

## 6 提出書類の取扱い

- ① 提出された入札参加資格審査関係書類については、入札制度等の公平性・透明性の向上の観点から、一部を公開する場合があります。
- ② 提出された書類はお返しできませんので、必要な方は必ず申請者ご自身で、提出前にコピーをとり保存してください。

## 7 資格審査

資格審査は、申請の要件をみたしていることを審査します。審査結果は通知いたしません。要件をみたしていない場合、申請内容に不備がある場合のみご連絡いたします。

## 8 申請内容の変更

- ① 提出後、申請内容に変更が生じた場合は、「競争入札参加資格審査申請書変更届（様式4）」により必要書類を添付し、速やかに届け出をしてください。  
変更届の申請者欄は本店（本社）の代表者名で、実印を使用してください。
- ② 必要な添付書類等は以下のとおりです。ただし、豊田市競争入札参加資格認定を受けている方で、既に「豊田市」に変更届を提出している方は証明書を省略できる場合があります。

	変更届	履歴事項 全部証明 書	使用 印鑑届	印鑑 証明書	委任状	許可・登録 証明書	納税証 明書等 (注1)	資格証明 書・履歴書
①商号・名称	○	△	○	○				
②代表者	○	△						
③本店所在地	○	△						
④受任者	○				○			
⑤委任する営業 所	○		○		○		△	
⑥委任先所在地	○						△	
⑦実印	○			○				
⑧使用印鑑	○		○					
⑨技術者等	○							○
⑩許可・登録	○					○		
⑪電話・FAX 番 号	○							
⑫その他	○							

(注1)委任先を市町村の区域を越えて変更する場合は、提出書類一覧及びチェック表の番号11、12を参照にし、該当する書類を提出ください。

委任先が開設直後で、法人市民税等の課税がない場合は、法人等の設立届出書(写し)を提出ください。

(注2)△については、豊田市競争入札参加資格認定を受けている方で、既に豊田市へ変更届を提出されている方は省略できます。

変更内容によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

## 9 提出書類の入手・受付・問合せ先

(公財)豊田市文化振興財団 総務部 交流館課

〒471-0035 豊田市小坂町12-100 (豊田市民文化会館2階)

TEL (0565) 33-7461

FAX (0565) 33-8018

ホームページ <http://www.cul-toyota.or.jp/>

(公財)豊田市文化振興財団では、「環境にやさしい」を目標に再生紙やエコ商品の使用等環境保全と改善の取組みを進めています。環境保全活動へのご理解とご協力をお願いします。

## 提出書類一覧及びチェック表

※ **A4版2穴紙製ファイルに番号順に綴じ、表紙と背表紙に社名(商号)を記入してください。**

※ 提出用コピー用紙は、環境保全のため**再生紙を使用**してください。

番号	提出書類	法人	個人	写し	注 意 事 項	チェック欄
1	競争入札参加資格審査申請書 (様式1)	○	○	不可	申請は本社名で、 <b>実印を使用</b> してください。希望する業務に必要なと思われる許可・登録等をすべて記入してください。	
2	委任状(様式2)	◆		不可	支店等へ委任する場合に提出してください。委任期間は平成28年10月1日から平成30年3月31日までとしてください。	
3	使用印鑑届(様式3)	○	○	不可	(公財)豊田市文化振興財団と取引するにあたり実際に使用する印鑑を押印してください。会社印の登録は必須ではありません。	
4	希望する業種(様式5)	○	○	可	希望する業種を別紙「登録業種一覧表」から選択して記入してください。「連絡先」は本社、契約締結先とは別に連絡先がある場合のみ記入してください。営業担当者は必ず記入してください。	
5	実績調書(様式6)	○	○	可	希望する業種ごとに具体的に記入してください。	
6	印鑑証明書 (発行するところ:本店所在地の法務局、個人は印鑑登録されている市町村)	○	○	可	写しの場合は <b>必ず原寸大でコピー</b> してください。拡大縮小不可。個人での申請の場合は代表者個人の実印の証明書です。	
7	履歴事項全部証明書又は登記簿謄本 (発行するところ:本店所在地の法務局)	○	注2	可	法人の場合のみ提出してください。商業登記簿謄本でも可。	
8	代表者身元(分)証明書 (発行するところ:本籍地の市町村)		○ 注2	可	個人の場合のみ必要です。	
9	登記されていないことの証明書 (発行するところ:全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課の窓口で発行、東京法務局では、郵送申請も可能)		○ 注2	可	個人の場合のみ必要です。証明事項は「後見・保佐・補助を受けていないことの証明」が必要です。	
10	納税証明書(国税) (発行するところ:税務署)	○ 注2	○ 注2	可	法人の場合は「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書を提出してください。その3の3 個人の場合は「所得税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書を提出してください。その3の2	
11	納税証明書(愛知県税) (発行するところ:愛知県税事務所) 又は「愛知県税の納税義務がないことの申出書」様式8	○ 注2	○ 注2	可	法人の場合は「法人県民税」「法人事業税」「自動車税」の納税証明書を提出してください。 個人の場合は「個人事業税」「自動車税」の納税証明書を提出してください。 愛知県に納税義務のない方は、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」(様式8)を提出してください。	
12	納税証明書(豊田市税) (発行するところ:豊田市役所) 又は「豊田市税の納税義務がないことの申出書」様式9	○ 注2	○ 注2	可	豊田市に納税義務のある方は豊田市の納税証明書(証明の種類は「完納証明」)が必要です。 豊田市内に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税の納税義務がないことの申出書」(様式9)を提出してください。	
13	許認可・登録証明書等の写し	◆	◆	可	1の申請書に記載した許可等は、すべての写しを必ず提出してください。	
14	事業所・情報データ票(様式7) 許可・登録・有資格者等	○	○	可	1に基づき種別・人数等を正確に記入してください。	

注1 ○印は必ず提出、◆印は該当者のみ提出してください。

注2 7・8・9・10・11・12の証明書は豊田市競争入札参加資格認定を受けている方は省略できます。

注3 7・8・9・10・11・12の証明書は、発行日より3か月以内のものがが必要です。

注4 2・3・4・5の様式については、項目及び記載事項が同じであれば、別の様式でも構いません。

## 登録業種一覧表

◎ 登録できる業種の数に制限はありません。

分野	業種	コード	業務
設備等保守	空調	1 1 1	空気調和設備
	環境	1 2 1	環境衛生設備（飲料水槽清掃等および 122・123を含む、総合的環境業務）
		1 2 2	管清掃（排水槽・側溝清掃等含む）のみ
		1 2 3	ネズミ等害虫管理及び殺菌消毒のみ
	電気工作物・消防	1 3 1	自家用電気工作物（電気事業法に基づく外部委託）
		1 3 2	電気防災設備（133・134を含む総合的電気業務）
		1 3 3	電気設備のみ
		1 3 4	消防設備のみ
	舞台機器等	1 4 1	舞台機器（142・143・144を含むAV機器全般）
		1 4 2	音響設備のみ
		1 4 3	照明設備のみ
		1 4 4	ITV・映写設備のみ
	舞台機構	1 5 1	舞台吊物等設備
	エレベータ	1 6 1	エレベータ・小荷物専用昇降機
	自動ドア	1 7 1	自動ドア設備
電話	1 8 1	電話交換機設備	
舞台管理	舞台管理	2 1 1	舞台管理および操作技術
警備	常駐巡回警備	3 1 1	常駐巡回警備
	機械警備	3 1 2	機械警備
清掃	建物清掃	4 1 1	建物清掃（日常・定期）
廃棄物	一般廃棄物	5 1 1	一般廃棄物収集運搬
	産業廃棄物	5 1 2	産業廃棄物収集運搬
植栽	植栽管理	6 1 1	樹木管理・草刈
建物管理	建物総合管理	7 1 1	総合管理（設備運転管理および清掃等総合的管理）
その他	その他	8 1 1	上記業務に当てはまらないもの

\*コード 1 3 1、3 1 1、3 1 2、5 1 1、5 1 2業務については、許可認定等が必要